

要求水準書 修正対照表（令和 8 年 4 月 10 日公表版からの修正箇所）

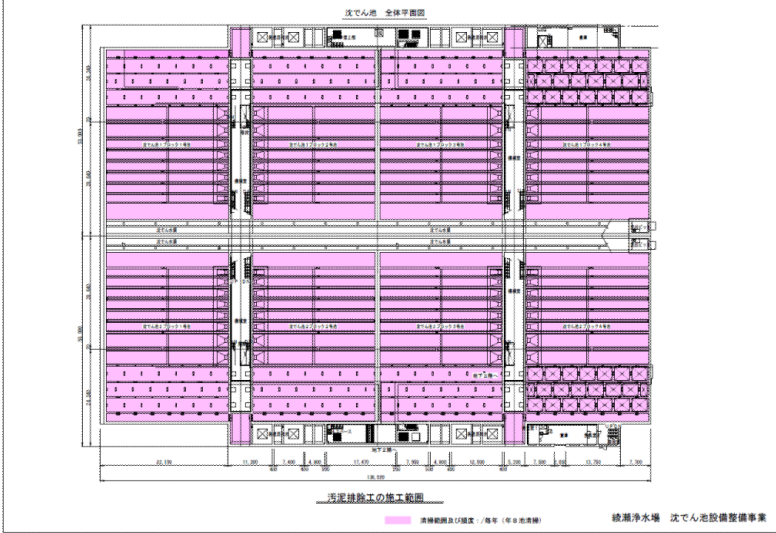
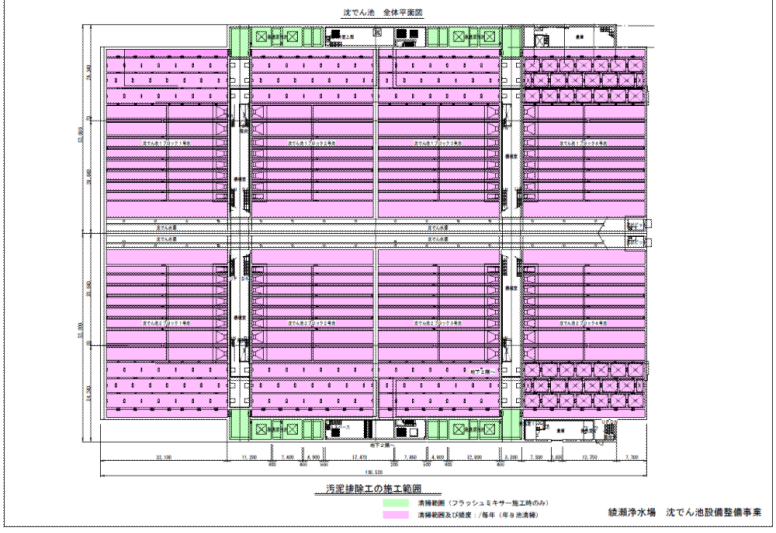
修 正 前	修 正 後	備考欄
表紙	表紙	
綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業	綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業	
要求水準書（案）	要求水準書	（変更）
令和 8 年 4 月	令和 8 年 8 月	（変更）
神奈川県内広域水道企業団	神奈川県内広域水道企業団	
（略）	（略）	

修 正 前	修 正 後	備考欄
○ 本書の位置づけ 神奈川県内広域水道企業団 綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業要求水準書（案）（以下、「要求水準書（案）」という。）は企業団が、綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業を DBM（Design Build Maintenance）方式により実施するにあたり、企業団が事業者に要求する業務水準を示すものであり、本事業の入札説明書と一体のものとして位置付ける。 （略）	○ 本書の位置づけ 神奈川県内広域水道企業団 綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は企業団が、綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業を DBM（Design Build Maintenance）方式により実施するにあたり、企業団が事業者に要求する業務水準を示すものであり、本事業の入札説明書と一体のものとして位置付ける。 （略）	（変更）

修 正 前		修 正 後		備考欄																					
第 1 章 本事業の概要 5 本事業に係る基本事項 （１）対象施設に求める能力 対象施設に求める能力を表 1-2 に示す。		第 1 章 本事業の概要 5 本事業に係る基本事項 （１）対象施設に求める能力 対象施設に求める能力を表 1-2 に示す。		（変更）																					
表 1-2 施設能力		表 1-2 施設能力																							
<table><tr><th colspan="2"></th><th>綾瀬浄水場</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">施設能力 （現在・将来）</td><td>現在</td><td>500,000 m³/日</td><td></td></tr><tr><td>将来</td><td>750,000 m³/日</td><td></td></tr></table> ※ 現在の施設能力に対して、浄水予備力を含め 133%（665,000 m3/日）の施設能力で運営できる設備を選定すること。 （略）					綾瀬浄水場	備考	施設能力 （現在・将来）	現在	500,000 m³/日		将来	750,000 m³/日		<table><tr><th colspan="2"></th><th>綾瀬浄水場</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">施設能力 （現在・将来）</td><td>現在</td><td>500,000 m³/日</td><td>※</td></tr><tr><td>将来</td><td>750,000 m³/日</td><td></td></tr></table> ※ 現在の施設能力（500,000 m³/日）に対して、浄水予備力を含めた 133%（665,000 m3/日）の施設能力で運営できる設備を選定すること。 （略）				綾瀬浄水場	備考	施設能力 （現在・将来）	現在	500,000 m³/日	※	将来	750,000 m³/日
		綾瀬浄水場	備考																						
施設能力 （現在・将来）	現在	500,000 m³/日																							
	将来	750,000 m³/日																							
		綾瀬浄水場	備考																						
施設能力 （現在・将来）	現在	500,000 m³/日	※																						
	将来	750,000 m³/日																							

修 正 前	修 正 後	備考欄
第2章 設計業務に関する要求水準 3 設計業務に関する要求事項（詳細事項） （1）共通事項 サ 小学校の浄水場見学を受け入れているため、企業団からの見学実施に関する日程調整等に協力するほか、見学経路の確保や安全対策に対応すること。ただし、施工中の沈でん池等は見学の対象としない。 （略）	第2章 設計業務に関する要求水準 3 設計業務に関する要求事項（詳細事項） （1）共通事項 サ 沈でん池機器の更新は、施工による池の運用停止時に別紙8に示す池内清掃を行い、沈でん池機器を更新すること。 シ 小学校の浄水場見学を受け入れているため、企業団からの見学実施に関する日程調整等に協力するほか、見学経路の確保や安全対策に対応すること。ただし、施工中の沈でん池等は見学の対象としない。 （略）	（追加） （変更）

修 正 前	修 正 後	備考欄																										
(3) 事業期間 維持管理業務の事業期間は以下のとおりとする。 なお、事業者提案によって新設設備の施工完了時期を早める場合においても、維持管理業務の終了時期である令和 33 年 3 月 31 日は変更しないものとする。 表 4-2 維持管理業務の期間 <table> <tr> <th colspan="2">対象設備</th><th>維持管理業務期間</th></tr> <tr> <td rowspan="2">更新対象設備 継続利用設備 土木構造物</td><td>開始</td><td>令和 10 年 4 月を予定 ※本事業の工事着手と同時に開始</td></tr> <tr> <td>終了</td><td>令和 33 年 3 月 ※更新対象設備は撤去が開始されるまで</td></tr> <tr> <td rowspan="2">新設設備</td><td>開始</td><td>工事完了後（完成した池から順次開始） ※全池完了は令和 18 年 3 月を予定</td></tr> <tr> <td>終了</td><td>令和 33 年 3 月 ※令和 18 年 3 月以前に開始した場合でも変更しない</td></tr> </table> (略) 2 維持管理に関する要求水準 (5) 池内清掃 (ウ) 沈でん池の水中機器（フロキュレーター、リンクベルト、傾斜板）底面及び壁面に付着した汚泥の清掃を行うこと。 (略)	対象設備		維持管理業務期間	更新対象設備 継続利用設備 土木構造物	開始	令和 10 年 4 月を予定 ※本事業の工事着手と同時に開始	終了	令和 33 年 3 月 ※更新対象設備は撤去が開始されるまで	新設設備	開始	工事完了後（完成した池から順次開始） ※全池完了は令和 18 年 3 月を予定	終了	令和 33 年 3 月 ※令和 18 年 3 月以前に開始した場合でも変更しない	(3) 事業期間 維持管理業務の事業期間は以下のとおりとする。 なお、事業者提案によって新設設備の施工完了時期を早める場合においても、維持管理業務の終了時期である令和 33 年 3 月 31 日は変更しないものとする。 表 4-2 維持管理業務の期間 <table> <tr> <th colspan="2">対象設備</th><th>維持管理業務期間</th></tr> <tr> <td rowspan="2">更新対象設備 継続利用設備 土木構造物</td><td>開始</td><td>令和 10 年 4 月を予定</td></tr> <tr> <td>終了</td><td>令和 33 年 3 月 ※更新対象設備は撤去が開始されるまで</td></tr> <tr> <td rowspan="2">新設設備</td><td>開始</td><td>工事完了後（完成した池から順次開始） ※全池完了は令和 18 年 3 月を予定</td></tr> <tr> <td>終了</td><td>令和 33 年 3 月 ※令和 18 年 3 月以前に開始した場合でも変更しない</td></tr> </table> (略) 2 維持管理に関する要求水準 (5) 池内清掃 (ウ) 沈でん池の水中機器（フロキュレーター、汚泥掻寄機、傾斜板）底面及び壁面に付着した汚泥の清掃を行うこと。 (略)	対象設備		維持管理業務期間	更新対象設備 継続利用設備 土木構造物	開始	令和 10 年 4 月を予定	終了	令和 33 年 3 月 ※更新対象設備は撤去が開始されるまで	新設設備	開始	工事完了後（完成した池から順次開始） ※全池完了は令和 18 年 3 月を予定	終了	令和 33 年 3 月 ※令和 18 年 3 月以前に開始した場合でも変更しない	(変更) (変更)
対象設備		維持管理業務期間																										
更新対象設備 継続利用設備 土木構造物	開始	令和 10 年 4 月を予定 ※本事業の工事着手と同時に開始																										
	終了	令和 33 年 3 月 ※更新対象設備は撤去が開始されるまで																										
新設設備	開始	工事完了後（完成した池から順次開始） ※全池完了は令和 18 年 3 月を予定																										
	終了	令和 33 年 3 月 ※令和 18 年 3 月以前に開始した場合でも変更しない																										
対象設備		維持管理業務期間																										
更新対象設備 継続利用設備 土木構造物	開始	令和 10 年 4 月を予定																										
	終了	令和 33 年 3 月 ※更新対象設備は撤去が開始されるまで																										
新設設備	開始	工事完了後（完成した池から順次開始） ※全池完了は令和 18 年 3 月を予定																										
	終了	令和 33 年 3 月 ※令和 18 年 3 月以前に開始した場合でも変更しない																										

修正前	修正後	備考欄
別紙8 事業対象範囲(主な維持管理範囲)(要求水準) (略) 別紙8 事業対象範囲(主な維持管理範囲)(要求水準) 	別紙8 事業対象範囲(主な維持管理範囲)(要求水準) (略) 別紙8 事業対象範囲(主な維持管理範囲)(要求水準) 	(変更)

スペース、改行などの修正については記載を省略とする。